

舗装復旧委託単価契約の契約事業者募集案内

(1) 単価契約の概要

委託名

舗装復旧委託(その1)

施工箇所: 川口市 中央・横曽根・青木・南平・芝 地区

舗装復旧委託(その2)

施工箇所: 川口市 神根・新郷・安行・戸塚・鳩ヶ谷 地区

契約単価数: 28単価

(2) 委託概要

本委託は、上水道維持課が発注し施工した、漏水修理や給水管撤去に伴う掘削部の舗装を施工する単価契約である。

(3) 業務内容

ア 現場踏査

受注者は発注者から施工した箇所に関する指示書類を受領し、現場踏査を行うこととする。現場状況や施工方法等に疑義が生じた場合は、適時監督員と協議をすること。

イ 案内図作成

現場踏査により、現地を確認したうえで、施工箇所の案内図を作成する。

ウ 道路使用許可証の申請

作成した案内図をもとに、発注者が道路掘削申請書を作成する。許可後速やかに、所管警察署に道路使用許可申請書を申請し、施工の準備を進めること。

エ 施工について

工事着手前は、地先の方に承諾を得てから施工すること。道路使用許可証は常時携帯し、許可条件を遵守すること。なお、緊急時が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

オ 復旧について

本復旧は仮復旧の自然転圧期間が経過後、道路管理者の復旧基準に準じて速やかに施工し、復旧箇所には舗装復旧マーキングを明示すること。また、復旧箇所が他企業と競合する場合は、業者間で協議のうえ復旧すること。なお、費用負担の按分協議を含むものとする。

カ 検査について

各月の月末に発注者と日程調整し、現場検査を行うものとする。なお、検査箇所は、発注者が指定し、現地にて出来高確認を行う。

キ 精算について

各月1日から月末までの集計と成果品及び請求書を翌月初めに遅滞なく提出するものとする。

ク その他

本委託は市内全域で発生する漏水修理等に伴う本復旧を対象としているため、指示書類を受領後は常に現

場を巡視し、仮復旧箇所の把握及び安全確保に努めること。なお、緊急時が発生した場合は、迅速に対応する必要が生じるため、継続的・持続的に業務に携われる者が入札に参加すること。

(4)参加資格

以下の要件を全て満たすこと。

ア 当該年度(令和8年度)において、川口市入札参加資格者名簿に登載され、以下の(1)～(3)の条件を満たしていること。

- (1):所在区分が「市内」であること。
- (2):業者区分「工事」の種目名「ほ装」が登録されていること。
- (3):上記(2)の格付が「A・B・C」のいずれかであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。

エ 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

キ 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ク 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

ケ 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。

(5)契約予定者数

2者

(6)施行実績(参考)

令和5年度から令和7年度12月末時点の施行実績は、下表のとおりである。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度(12月末時点)
舗装復旧委託(その1) (南平・中央・横曽根・青木・芝地区)	718件 12,706.0㎡ 161,316千円	604件 10,552.0㎡ 159,029千円	501件 10,196.7㎡ 117,670千円
舗装復旧委託(その2) (神根・戸塚・安行・新郷・鳩ヶ谷地区)	390件 9,055.0㎡ 158,987千円	570件 11,107.6㎡ 154,917千円	367件 8,919.6㎡ 99,593千円

なお、これは参考値(金額は税込価格)であり、この契約による発注高を保証するものではない。

(7) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(8) 案件の公開

仕様書と見積合わせに関する様式については、令和8年3月11日(水)に川口市上下水道局ホームページに掲載する。

(9) 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある際は、令和8年3月16日(月)までに上水道維持課あてに持参又は郵送により質疑応答書を提出することとする。質疑応答書の書式については、当該案件のホームページよりダウンロードすること。質疑応答書の提出があった場合、回答については、令和8年3月19日(木)に川口市上下水道局ホームページに掲載する。

なお、質疑が仕様書の内容と関連性がないと判断した場合は、回答を控える場合がある。

(10) 見積書の提出

ア 提出書類

- ① 見積書
- ② 請負単価表
- ③ 委任状(代理人をして見積させる場合のみ)

イ 提出方法

原則、持参又は郵送とし、宛名面に朱書きにて「案件名」「見積書在中」を記載し、封緘すること。
郵送の場合は、一般書留・簡易書留など追跡が可能な郵送方法とすること。

ウ 提出先

川口市上下水道局 上水道維持課

エ 提出期限

令和8年3月27日(金) 必着

オ その他

舗装復旧委託(その1)及び舗装復旧委託(その2)両方への見積合わせの参加をする場合は、「ア 提出書類」を各々提出すること。
到達した見積書の訂正、差し替え、再提出は認められない。

(11) 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ア 提出期限後に到達した見積書
- イ (4)に規定する資格要件を満たさない者が提出した見積書
- ウ 首標金額を訂正した見積書
- エ 誤字、脱字、記載もれ等により意思表示が不明瞭である見積書
- オ 本案件において同一人がした2以上の見積書

カ 錯誤により提出されたと認められる見積書

キ その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積書

(12) 契約方法

ア 本案件は最低制限価格制度を採用する。価格の算定方法については「川口市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の算定方法について」に準ずるものとする。

イ 予定価格以下の金額で見積書を提出した者のうち、最低制限価格を下回らない範囲で最低の価格で見積書を提出した者を各々の落札者とする。なお、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は失格とする。

ウ 前項の場合において、最低の価格で見積書を提出した者が2者以上の場合、くじにより契約の相手方を決定する。

エ 本案件は、市内企業の幅広い受注機会を図るため、「一抜け方式」を採用し、落札決定順位は下記のとおりとする。

1位: 舗装復旧委託(その1)

2位: 舗装復旧委託(その2)

上位案件の落札者となった業者の見積書は、下位案件では無効とする。

オ 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な見積書を提出した者がいないときは、見積合わせを終了する。

カ 前項の規定により、見積合わせを終了したときは、予定価格を超える金額で最低の価格を提示した者と価格の交渉を行うことができる。

(13) 見積合わせの実施

ア 日時

令和8年4月1日(水)

イ 場所

川口市上下水道局 上水道維持課

ウ 立合い

事業者の負担軽減及び効率化の観点から、立合いは不要とする。

エ その他

最低の価格で見積書を提出した者が2者以上の場合、下記日程のとおり、くじにより契約の相手方を決定する。参加の可否については、対象事業者に事前に確認の連絡を行う。

① 日時: 令和8年4月3日(金) 午後1時30分

② 場所: 上下水道局3階入札室

(14) 結果の公表

オープンカウンターの結果は、令和8年4月上旬に川口市上下水道局ホームページに掲載する。